

UBC情報

発行:2017年9月1日

No. 207

Selected Clients & Professionals Relationship

～ 今 月 の お 知 ら せ ～

☆厚生年金保険料率に変更されます

9月分(10月納付分)から厚生年金保険料が引き上げられます。標準報酬月額の時決定とあわせて、給与を計算される際は、保険料の金額に注意してください。

トピックス

8月から変わった社会保障関連制度

以下のような見直しを実施されています。



◎高額療養費の上限額変更(70歳以上)……1カ月に支払った医療費が自己負担限度額を超えた場合に払い戻す制度について、70歳以上の方の上限額(月ごと)が次のように変わります。

*現役並み所得者の外来(個人ごと)の上限額を5万7600円(現行4万4400円)に上げます。
*一般所得者の外来(個人ごと)の上限額を1万4千円(現行1万2千円)に上げます。ただし、年間14万4千円の上限が設けられます。また、世帯ごと(外来+入院)の上限額を5万7600円(現行4万4400円)に上げます。

◎高額介護サービス費の上限額変更……1カ月に支払った介護サービスの利用者負担が一定の限度額を超えた場合に払い戻す制度について、「世帯内のどなたかが住民税を課税されている方」の上限額(月額)を4万4400円(現行3万7200円)に上げます。ただし、1割負担の方のみの世帯には、年間44万6400円の上限を設けます(時限措置)。

◎年金受給資格期間の短縮……老齢年金の受給資格期間(保険料の納付期間や免除期間などの合計)は、これまで原則25年以上必要でしたが、「原則10年(120月)以上」となります。

◎介護保険料の算定に「総報酬割」を導入……40~64歳が負担する介護保険料の算定方法について、各医療保険者(健保組合や協会けんぽなど)の加入数に応じて決める加入者割から、加入者の報酬額に比例する総報酬割へ段階的に移行します(32年度に全面導入)。報酬水準が高い健保組合の被保険者は負担増となり、協会けんぽでは負担減となります。



お祭りなどに協賛金を支出した場合は

夏祭りや花火大会が行われる季節になりましたが、事業と直接関係のない者が主催しているイベントに対して、協賛金を支出した場合は、原則として「一般の寄附金」となり、一定限度額の範囲内で損金算入できます。ただし、協賛企業として、*社名入りの提灯が吊るされる、*ホームページや配布されるパンフレットなどに広告掲載があるなど、不特定多数に対する宣伝効果が期待できる場合は、広告宣伝費として全額損金になります。

一方、取引先など事業に関係する者が主催するイベントなどに対して、今後の取引関係を維持することを目的に協賛金を支出した場合は、交際費等に該当します。



最低賃金の引上げ目安は全国平均 25 円に

毎年10月頃に改定される地域別最低賃金は、大幅な引上げが続いていますが、中央最低賃金審議会が答申した29年度の引上げ額の目安は、全国加重平均で25円となり、全都道府県で20円を超える目安額が示されました。

各都道府県の引上げ額の目安は4ランクに分かれており、Aランク（26円）は6都府県、Bランク（25円）は11府県、Cランク（24円）は14道県、Dランク（22円）は16県となっています。

今後、この目安をもとに各地方最低賃金審議会でも審議を行い、改定額が決まることとなりますが、目安額どおりに引上げられた場合は、全国加重平均で時給848円となります。



マイナンバーの情報連携が試行運用開始

マイナンバーを用いる事務手続において、これまで提出する必要があった書類（住民票の写しや課税証明書など）が省略できるように、異なる行政機関の間で情報をやり取りする情報連携が、7月18日から試行運用を開始し、秋頃から本格運用の開始が予定されています（試行運用期間中は、従来どおり書類の提出が必要）。

また、情報連携の試行運用に併せて、オンラインサービスのマイナポータルや子育てワンストップサービスも試行運用が開始されました。

今年9月以降は固定される厚生年金保険料率

厚生年金保険の保険料は、標準報酬月額や標準賞与額に保険料率を乗じて計算されます。

保険料率は、16年の法改正により、将来の保険料水準を固定したうえで、給付水準を調整する仕組み（保険料水準固定方式）が導入され、これまで毎年9月に0.354%（一般の場合）ずつ段階的に引上げが行われてきました。

この保険料率引上げは今年9月の改定で最後となり、29年9月分（10月納付分）以降は18.3%で固定されることになっています。



編集後記 厳しい残暑ももうすぐ。窓を明けて涼風に吹かれながらお月見を楽しみたいものです。

発行元 (有)ユービーシー経営 河野会計事務所

〒755-0036 宇部市北琴芝1-6-10

TEL: 0836-33-6717 FAX: 0836-33-6753

MAIL: info@ubc-net.com

URL: <http://www.ubc-net.com>



UBC社福 情報

No. 207

発行：2017年
9月1日

Selected Clients & Professionals Relationship



発行元：
(有)ユービーシー経営
河野会計事務所

〒755-0036
宇部市北琴芝 1-6-10

Tel:0836-33-6717
Fax:0836-33-6753
Mail:info@ubc-net.com
URL:http://ubc-net.com



トピックス

高齢障害者の介護保険利用者負担を軽減へ ～障害福祉サービス事業所の介護保険サービス提供も容易に～

◆6月、社保審障害者部会(部会長：駒村康平/慶大教授)が開催され、障害福祉サービスの利用者が65歳以上になった場合の介護保険サービスの利用者負担軽減策について審議が行われました。65歳に達するまでに長期間障害福祉サービスを利用しているなど、一定の条件を満たしていれば、利用者負担が軽減される仕組みが示されています。

現在、障害福祉サービスを利用している人の約9割は利用者負担がありませんが、65歳以降になると介護保険サービスの利用が優先されるため、1割の利用者負担が発生することになります。またこれまで利用していた障害福祉サービス事業所とは別の介護保険事業所を利用しなくてはならないケースもあることなどが問題となっていました。この問題を受け、昨年障害者総合支援法が改正され、高齢障害者の利用者負担軽減を図ることが決

まりました。審議会では障害福祉サービス事業所が介護保険事業所として活動しやすくするなど、見直しの具体的な要件を定める政令案が示されました。

これまで障害福祉サービス事業所より介護保険事業所の方が指定基準が厳しいと言われ、障害福祉事業所が、指定を受けていない介護保険サービスを提供できないといった問題点がありました。今回の見直しにより、利用者にとっては負担軽減や住み慣れた施設でサービスを継続利用できる利点があるほか事業者にとっても利用者の幅を広げられ、定員の空きを解消できることなどが期待されています。

今回の方針について、今後パブリックコメントを実施したのち8月中にも政令を定めて来年4月に施行する予定で、施行後は最大3万人が負担軽減を受けられる見込みです。

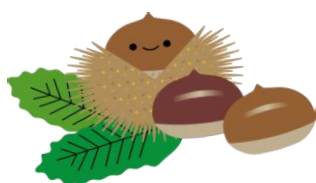
＜高齢障害者に対する軽減策＞

＜対象者＞

- 65歳に達する前に5年以上障害福祉サービスを受けている
- 65歳前後で「低所得(市町村民税非課税)」、「生活保護」に該当する
- 65歳に達する前に障害支援区分2以上に該当(重度：最大6)
- 65歳まで介護保険サービスを利用していない

＜軽減方法＞

- 軽減対象者が介護保険利用者負担を支払った後、障害福祉制度から償還



(参考：厚労省HP/福祉新聞)

社福指導監査に関するQ&A 専門家の意見踏まえた指導監査へ

◆7月、「社福に対する指導監査に関するQ&A」が各自治体向けに公表されました。4月下旬に発出された指導監査実施要綱では、公認会計士や税理士などの専門家(以下、「専門家」という。)を活用して所轄庁の監査周期を延長することなどが盛り込まれましたが、今回はその具体的な考え方が示されています。

これによると、所轄庁が監査の周期延長や省略の決定を判断するにあたっては、会計監査報告や支援業務実施報告書など、専門家の意見を踏まえて検討することが示されています。また、会計監査人を設置しなくとも、公認会計士または監査法人と法人との契約で「会計監査人による監査に準ずる監査」を法人が受ける場合、会計士の選定を価格のみで行うべきでないことや、会計士協会のホームページ上に掲載されている公会計協議会社会保障部会の部会員リストを参考にできることが紹介されています。

また、社会福祉充実計画の作成に関して、所轄庁が計画を承認する段階で確認しているため、監査の際に改めて確認を要しないことのほか、会計帳簿を法人に据え置く際は、書面の他に電磁的記録による保存でも問題がないことが示されており、事務作業の軽減が図られると予想されます。このほか全部で25の回答が示されており、詳細は「社会福祉法人制度改革 厚労省」と検索頂くと、厚労省ホームページの該当ページからご確認いただけます。
(参考：厚労省HP)

医療療養病床からの新施設に処遇改善 ～来年新設の介護療養院～



◆介護保険法の改正により、来年度に新たな施設サービス「介護医療院」が創設されますが、この新施設には介護療養病床や介護療養型老健から転換することが見込まれています。

療養病床の一つである介護療養病床は、2011年度末までに廃止して老健等に転換する予定でしたが、廃止期限が2017年度末まで延長されており、約61,000床が今年度末に廃止予定です。この介護療養病床が転換するのが新たな介護医療院で、具体的な報酬、基準、転換支援策が今後の介護給付費分科会で審議される予定です。この介護医療院の発足に合わせ、日慢協（日本慢性期医療協会：武久洋三会長）では、医療療養病床からの転換時に「介護職員処遇改善加算」の対象とすることなどを要望しました。

療養病床とは？

医療法における5分類の病床の一つ。

- ①一般病床 ②療養病床 ③精神病床
- ④感染症病床 ⑤結核病床

主として長期にわたって療養を必要とする患者のための病床で、慢性期状態で入院医療を必要とする患者に対するサービスを医療保険で提供する医療療養型病床と、要介護認定された患者に対するサービスを介護保険で提供する介護療養型病床がある。

(参考：シルバー産経新聞/CBニュース)